



## 「国民年金と確定申告・住民税申告」

### ＜国民年金保険料を納めている方＞

今年の1月から12月までに納付した国民年金保険料は、確定申告及び住民税申告において「社会保険料控除」の対象になります。10月1日までに保険料を納めている方には、控除証明書のハガキが発送されておりますので、申告まで大切に保管してください。

### ＜公的年金を受給している方＞

公的年金（障害者年金や遺族年金等の非課税年金を除く）を受給している方については、収入となり、その収入額から公的年金等控除額を差し引いた額が「公的年金等に係る雑所得」となります。公的年金等控除額は収入額によって異なります。

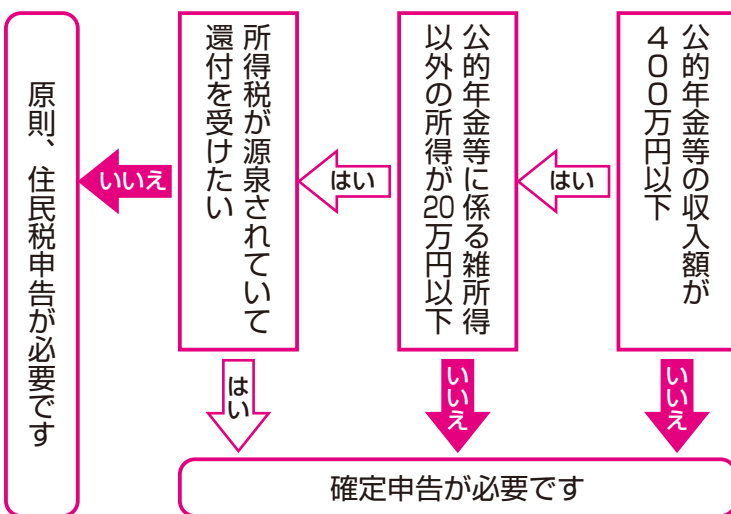
公的年金収入がある方は、原則、苦前町に対して「住民税申告」が必要です。ただし、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方、または、年金収入が400万円を超える方は「確定申告」が必要です。なお、年金収入が400万円以下の方も、所得税が源泉されており、還付を受けるためには確定申告が必要です。

### ＜確定申告不要なのに住民税申告が必要？＞

確定申告は所得税（国税）の申告であるのに対し、住民税申告は町道民税のための申告です。そのため、確定申告は不要の方も、原則、住民税申告は必要です。確定申告をした方は住民税申告を兼ねているので改めて住民税申告は必要ありません。

申告をしないと、住民税が課税されたり、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、医療費負担額などが高くなるなど影響がでますので、忘れずに申告してください。

住民税申告については、申告時期が近づきましたら税務係からお知らせがありますので、御確認をお願いします。



国民年金の支給開始年齢（誕生日の前日）になったら、裁定請求書は役場窓口までお持ちください。必要な書類が不明な場合は御相談ください。

（お問合せ）  
留萌年金事務所 ☎0164-43-7211  
住民生活課 ☎64-2213

**1月 町税の納期**  
 今月は、  
**町道民税**  
**固定資産税**  
 の納入月です。  
 納期内納入にご協力願います。

どさんこ愛食食べきり運動  
**「宴会時の食べきりキャンペーン」**  
 食べ残し等の「食品ロス」は全国で年間643万トン、1人当たりでは年間51kgにおよび、この量は1人当たりの年間のお米の消費量（54kg）に匹敵します。宴会では特に食べ残しが多く、提供量の約7分の1が残され、廃棄されている状況です。  
 忘年会や新年会など宴会の機会が増える12月1日から1月31日の間、「宴会時の食べきりキャンペーン」を実施しています。  
 皆さんも「宴会5箇条」に取り組み、食べ残しを減らしましょう！

- 1 まず、適量注文
- 2 幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ
- 3 席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム！」をつくろう
- 4 食べきれない料理は仲間で分け合おう
- 5 目指すは完食！！でも食べ過ぎ注意。ゴミと身体のダイエットを心がけよう！

## 演劇公演「男の純情」～コミュニティ助成事業（地域の芸術環境づくり事業）～

50代のオジサンが3人。容姿も仕事も三者三様ながらいずれも恋する中年男性。年甲斐のなさを自覚しながら、一方で恋に年限はないと開き直ってもいる。

彼らにとって若い彼女は夢であり希望であり生き甲斐だ。それはいつもの待ち合わせのはずだった。彼女を待ち焦がれる3人は……。

可笑しくも切ない純情男の三人芝居！



- ◆日時 令和2年2月6日（木）開演19：00（開場18：30）
- ◆会場 苫前町公民館
- ◆出演者 宇梶剛士、山崎銀之丞、朝倉伸二
- ◆料金 前売り 一般 3,000円（当日3,500円）  
高校生以下 1,000円（当日1,500円）

※前売りで完売した場合は、当日券はございません。

※未就学児の同伴・入場はご遠慮ください。

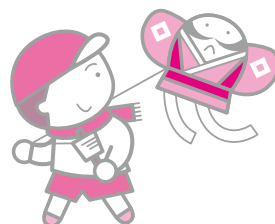


この公演は「宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業」です。

## 公民館講座「凧づくり教室」参加者募集

凧あげ大会に向けて、本格的な凧をつくってみませんか。今回は袖凧（上総凧）作りに挑戦します。講座と大会への参加をお待ちしております。

- ◆日時 令和2年2月13日（木）・14日（金） \* 2日日程です  
18：30～20：30
- ◆会場 苫前町公民館
- ◆講師 能登 忠 氏
- ◆対象 町民及び町外の凧あげ大会参加予定者  
\* 幼児から小学校低学年までは保護者同伴でご参加ください
- ◆定員 15人
- ◆参加費 1,000円
- ◆持ち物 鉛筆、消しゴム、30cm以上の定規、カッター
- ◆申込み 2月6日（木）までに苫前町公民館（65-4076）へお申込みください



## 第28回北海道凧あげ大会・第47回苫前町凧あげ大会

- ◆日時 令和2年2月23日（日）開会式9:30
- ◆会場 とままえ温泉ふわっと
- ◆部門 親子／小学1・2年生／小学3・4年生／小学5・6年生／  
中学生／高校・一般／大凧／連凧
- ◆申込み 2月14日（金）までに事務局へお申込みください。
- ◆その他
  - ・今年も各種アトラクションをご用意しております。
  - ・特産品、売店コーナーも多数出店します。
  - ・毎年好評の抽選券付きイベント通貨券を販売します。
- ◆主催 苫前町凧あげ大会実行委員会（苫前町公民館内）



～あなたの学びを応援します～

**苫前町公民館**

電話 65-4076 FAX 65-3220

Email shakaikyoiku@town.tomamae.lg.jp

## 「楽しい雪とあばれる雪」～暴風雪は危険がいっぱい～

北海道は1年の四季がはっきりしていて、冬には雪が降り積もります。私たちは雪が降ることでスキーなど、楽しく遊ぶことができますが、激しい風と一緒に降ってくる雪は時々大変な悪さをすることがあります。

平成25年3月2日には全道的に暴風雪となり、吹きだまりや局地的な大雪により9名の方が亡くなる痛ましい災害が発生しました。

このような災害をもたらす暴風雪は「強い冬型の気圧配置」と「発達した低気圧」のときに発生しやすくなっています。特に「発達した低気圧」の前兆として、前日に気温が高く暖かいことが多くなります。これからの季節は、気温が高く天気の良い日は、大荒れの前触れかも知れませんので、気象情報で天気を確認するよう心がけましょう。

暴風雪の被害としては、

- 吹き溜まり
- 暴風や視界不良による歩行困難
- 暴風による飛散物
- 停電

などが考えられますので、  
目的にあった備えをしましょう。

暴風雪の遭遇してしまうと、

- ★ホワイトアウトにより方向感覚がなくなり、自分の場所が分からなくなる
- ★車が動かなくなる
- ★むやみに移動すると更に危険となる場合がある

助けを求めても救助が困難な場合が多くなりますから、その場で自分自身の身を守るようになります。

一番の方策は外出を控えることですが、暴風雪に遭遇した場合はその場にとどまってやり過ごす、むやみに動かずに天候が回復するまで待つことも方策のひとつです。最新の気象情報を入手して、暴れる雪から身を守ってください。



**問い合わせ先** 旭川地方気象台（電話：0166-32-7102）  
旭川地方気象台ホームページアドレス  
<http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/>

## イベントカレンダー

1月→2月

日	月	火	水	木	金	土
	1月					
	20	21	22 乳児健診・相談 (公民館)	23	24 寿いきいき教室(公民館)午前9時30分～午前11時30分	25
26	27	28	29	30	31	2月
						1
2	3	4 所得税確定申告記載指導(役場)午前9時～午後5時～13日(木)※土日祝を除く	5	6 演劇「男の純情」(公民館)午後7時開演	7	8
9	10	11	12 1歳6ヶ月児・3歳児健診(公民館)	13	14 健康相談(公民館)午前10時～午前11時30分 所得税確定申告記載指導(公民館)午前9時～午後6時	15
16	17	18 健康相談(福祉センター)午前10時～午前11時	19			

## 緊急通報は110番、相談電話は「#9110」に！

110番は、緊急の事件・事故などを、いち早く警察へ通報するための緊急電話です。

110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問します。慌てず落ち着いて正しく答えてください。

警察官が早く現場に到着できるように、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

携帯電話で110番する場合、車で移動しながらの通報や歩きながらの通報は通話が途切れることがありますので控えてください。

また、車を運転しながらの通報は法令違反となる場合がありますので、車を安全な場所に停止して通報をしてください。

メール110番及び110番アプリは、聴覚や言語に障がいがある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用し、文字で警察に緊急通報するシステムです。

110番アプリは、事前に専用のアプリをダウンロードする必要があります。

音声による110番通報が可能な方は電話での110番通報をお願いします。

緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届出、諸手続きに関する照会などは、最寄りの警察署、交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」の警察相談専用電話をご利用ください。



問合せ先 羽幌警察署 0164-62-1110

## インターネットで確定申告ができます！！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書等を作成することができ、作成した申告書等は、e-Tax（電子申告）で送信又は印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

また、1年間の所得が「給与所得」や「年金収入・副業等の雑所得」のみの方は、スマートフォンやタブレットから「確定申告書等作成コーナー」にアクセスすることで、さらに見やすい「スマホ専用画面」をご利用いただけます。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

留萌税務署

## 暖房用燃料購入費等助成事業のお知らせ

### ○助成内容

【暖房用燃料として灯油を使用している場合】

暖房用として使用する灯油100リットル分の購入助成券を交付

【灯油以外のもの（電気、石炭、ガス、まき類など）を使用している場合】

灯油100リットル分の灯油購入費に相当する額を助成（口座振込）

### ○対象世帯

令和元年12月1日現在苫前町に住居登録されている世帯で、令和元年度の町民税が非課税の世帯であり、町税、水道料、住宅使用料及び保険料などの滞納がない世帯

ただし、生活保護世帯、施設等の入所者、長期不在者等は除きます。

### ○手続方法

**2月28日（金）**までに役場住民生活課又は古丹別支所の窓口で申請してください。

申請に必要なもの → **印鑑**

※灯油以外のものを使用している方 → **印鑑** と **預金通帳**

※窓口にお越しいただくことが困難な方は、住民生活課又は古丹別支所へ連絡してください。

お問合せ先 住民生活課 電話 64-2213 古丹別支所 電話 65-3311



## 所得税の確定申告の記載指導について

令和元年分所得税の確定申告は、令和2年3月16日（月）までに税務署に申告しなければなりません。町では所得税の確定申告期間にあわせて申告書の記載指導及び申告書の受付を実施します。

申告が必要な方は是非ご利用ください。

### ○対象者

給与のほかに所得がある方、2カ所以上から給与をもらい年末調整されていない方、医療費・寄付金・住宅ローン控除など確定申告をすると所得税が還付される方など

### ○日時と場所

2月4日（火）～13日（木） 午前9時から午後5時まで 苫前町役場 特設会場  
2月14日（金） 午前9時から午後6時まで 苫前町公民館 多目的ホール

※土日祝を除く

### ○申告に必要なもの（持参するもの）

①賃金・給料等及び年金等の源泉徴収票（給与・年金支払報告書）、②マイナンバー（個人番号カード。ない場合は通知カードと運転免許証などの本人確認書類）、③印鑑、④生命・地震保険料等の領収書や払込証明書、⑤医療費控除の明細書または医療費通知（医療費のお知らせなど）、⑥健康保険料（税）、介護保険料、国民年金保険料等の領収書等支払額がわかるもの、⑦金融機関の口座番号

### ○留意事項

上記の詳細、町道民税申告の記載指導については、別途町ホームページや回覧等でお知らせします。青色申告、消費税・雑損控除・土地・建物及び株式などの譲渡所得・贈与税の申告は受付できませんので、税務署で手続きいただくかe-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用ください。

お問い合わせ先 苫前町住民生活課税務係（TEL：64-2213）

## 漁港での海中転落に注意！！

漁港施設は地元漁業者が漁業活動を営むことを目的として建設、維持管理している施設であり、構造上道路のような転落防止対策は講じられておりません。

留萌管内では、2件の車両海中転落事故が発生しております。

このため、岸壁上での移動や車の運転には十分注意してください。

この先 “海” 危険!!



北海道

留萌振興局産業振興部水産課

## 東京苫前会の会員募集について

あなたも「ふるさと苫前」の応援団になってみませんか？

「東京苫前会」は、東京近郊に在住する苫前町出身者や、苫前町に居住していた方、苫前町にゆかりのある方など、苫前町を応援して下さる方々が集い、会員相互の親睦を図るとともに、「ふるさと苫前」の発展に寄与することを目的とした会で、平成30年8月に発足しました。

ご友人や親族の方で東京近郊にお住まいの方へのご紹介もお願いします。

苫前町ホームページ

URL <http://www.town.tomamae.lg.jp/>

お申込み、お問合せは

〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1

苫前町役場内

東京苫前会事務局（総合政策室総合政策係）

電話0164-64-2212 / FAX 0164-64-2142

E-mail [sogo@town.tomamae.lg.jp](mailto:sogo@town.tomamae.lg.jp)



謹んでお悔やみ申し上げます

氏名	年齢	死亡日	住所
小池 千丈	79歳	11月29日	力 昼
丹羽 功	81歳	12月3日	長 島
佐々木 保	88歳	12月5日	力 昼

ご成長をお祈り申し上げます

氏名	父/母	出生日	住所
初山 快叶	四男 憂氣/夏美	11月14日	力 昼
佐々木 椋月	二男 大樹/霞	11月18日	旭

### 戸籍の小箱

古丹別町内会へ

古丹別	関 口	喜美子	様
長島町内会へ	丹 羽	エミ子	様
古丹別幸楽会へ	関 口	喜美子	様
長島老人クラブへ	丹 羽	エミ子	様
町社会福祉協議会へ	関 口	喜美子	様

「厚志に感謝します」



# 苫前町人事行政の状況

ダイジェスト版

平成30年度分の人事行政の運営の状況について、地方公務員法により次のとおり公表します。

## 1 職員の任免

### 1) 職員数、退職者数及び採用者数（平成30年度）

平成30年4月1日現在の職員数 A	平成30年度中の退職者数	平成30年度中及び平成31年4月1日採用者数	平成31年4月1日現在の職員数 B	対前年増減数 B-A
70人	2人	3人	71人	1人

### 2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
職員数	1人	4人	5人	5人	4人	7人	7人	12人	10人	8人	8人	0人	71人

### 3) 部門別職員数と推移

(人)

部門別	年度								過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)	合計
	21年	26年	27年	28年	29年	30年	31年				
一般行政	48	50	51	51	49	50	51	1 (2.0%)	3 (6.3%)	71人	
教育	10	9	10	9	9	10	10	1 (11.1%)	0 (0.0%)		
普通会計	58	59	61	60	58	60	61	2 (3.4%)	3 (5.2%)		
公営企業等会計	8	9	8	9	9	10	10	1 (11.1%)	2 (25.0%)		
総合計	66	68	69	69	67	70	71	3 (4.4%)	5 (7.6%)		

## 2 職員の給与

### 1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口(30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	3,065人	4,671,907千円	32,954千円	612,634千円	13.1%	10.4%

### 2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	60人	230,036千円	37,366千円	90,640千円	358,042千円	5,967千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

### 3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	苫前町	類似団体平均	全国町村平均
30年度	95.0	94.8	95.4
25年度	95.8	95.7	96.4

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### 4) 一般行政職給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
最高号級の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200

### 5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
苫前町	42.5歳	318,210円	370,401円	355,214円
北海道	44.2歳	326,697円	392,780円	369,693円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	40.6歳	294,324円	333,931円	323,675円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### 6) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分	苫前町	北海道	国
一般行政職			
大学卒	180,700円	180,700円	180,700円
高校卒	148,600円	148,600円	148,600円

7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

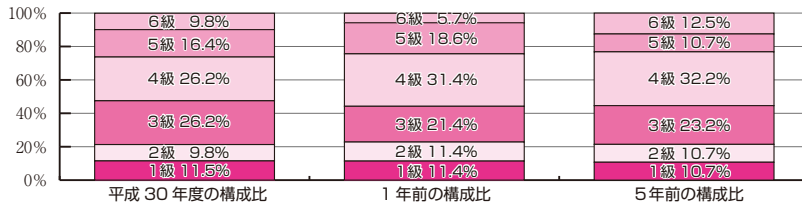
区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,250円	273,100円	325,150円
	高校卒	217,650円	252,700円	291,980円

(注) 各経験年数区分は、近似の階層を含めて平均したものである。

8) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事、技師、保健師、栄養士、介護支援専門員、主事補及び技師補の職務 2 定型的な業務を行う職務	7人	11.5%	144,100円	247,600円
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	6人	9.8%	194,000円	304,200円
3級	1 係長、保健師長又は主査の職務 2 困難な業務を行う主任介護支援専門員又は主任栄養士の職務	16人	26.2%	230,000円	355,000円
4級	1 課長補佐、次長、技幹又は主幹の職務 2 特に困難な業務を行う係長、保健師長又は主査の職務 3 特に困難な業務を行う主任介護支援専門員、主任栄養士の職務	16人	26.2%	263,000円	381,000円
5級	1 会計管理者の職務 2 課長、室長、支所長、技師長、参事、教育委員会の課長、議会事務局の長、公民館の長又は農業委員会の事務局長(以下「課長等」という。)の職務 3 困難な業務を行う課長補佐、次長、技幹又は主幹の職務	10人	16.4%	288,900円	393,000円
6級	1 会計管理者の職務(2の職務との均衡上特に必要がある場合) 2 困難な業務を処理する課長等の職務	6人	9.8%	319,200円	410,200円

(注) 1 苫前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 2 標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職務である



9) 期末手当・勤勉手当

苫前町	北海道	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,464千円	-	-
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

10) 退職手当（平成31年4月1日現在）

苫前町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.2775 月分	勤続25年	28.0395月分	33.2775 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	・定年前早期退職特例措置 2～45%加算			・定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
1人当たり平均支給額	11,011千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年に退職した職員に支給された平均額である。

### 11) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			－千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			－円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）			－%
手当の種類（手当数）			－件
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員		1日につき500円
死体処理作業手当	死体の処理作業に従事した職員		1日につき2,000円
除雪作業従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき		1時間につき60円
異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき		1時間につき、潜水深度に応じて310円から1,500円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬に行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき		1日につき230円

### 12) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	10,193千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	232千円
支給実績（29年度決算）	10,744千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	233千円

### 13) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	町長	714,000円	820,000 円 / 498,000 円	
	副町長	612,000円	667,000 円 / 443,000 円	
報 酬	議長	260,000円	316,000 円 / 186,300 円	
	副議長	220,000円	253,000 円 / 129,600 円	
	議員	190,000円	230,000 円 / 109,000 円	
期末手当	町長・副町長	(30年度支給割合) 4.45月分		
	議長・副議長・議員	(30年度支給割合) 4.45月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	714千円×在職年数×512.6/100 612千円×在職年数×323.4/100	1,464万円 792万円	任期ごと 任期ごと
寒冷地手当	町長・副町長	(30年度支給割合) 一般職と同じ		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間及び休暇については、苫前町職員の勤務時間、休暇等に関する条例により定められている。なお、休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇がある。

### 1) 勤務時間の状況（31年4月1日現在）

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分である。

1日のうち1時間の休憩時間がある。

区 分	範 囲	性 格
勤務時間（休憩時間を除く）	8：30～17：15	職務専念義務の課せられている時
休憩時間	12：00～13：00	労働から離れることを保障された時間
勤務を要しない日	土曜日、日曜日	勤務時間を割り振らない日
休日	国民の祝日12/31～1/5	特に勤務を命じられない限り、勤務が免除されている日

(注) 勤務内容によって、勤務時間、勤務を要しない日及び休日異なる場合がある。



## 2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、職員に暦年に20日付与される。なお、年の途中で採用された職員には、採用された月に応じて2日から20日までの範囲内で定められた日数の年次有給休暇が付与される。また、その年に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

職員1人当たり平均取得日数(30年)	10.8日
--------------------	-------

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1) 分限処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持とその適正な運営の確保の目的から、一定の法定事由がある場合に、降任、免職又は休職とする処分である。平成30年度については、休職1件、降任2件の分限処分があった。

### 2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に法令違反、職務上の義務違反又は職員としてふさわしくない非行があった場合に、戒告、減給、停職又は免職とする処分である。

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
件数	1件	1件	0件	0件	2件

## 5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1) 職場研修

職場研修は、主に上司が部下の啓発・向上を意図して、計画性を持って仕事を通じ、あるいは仕事に関連させつつ個別に指導し、育成することを基本とした研修である。日々の仕事の中での上司から部下への説明、ほめる・しかる、率先垂範、権限委譲等はもちろんのこと、職場会議、職場内勉強会、さらには、部下から上司に対するパソコンの操作説明に至るまで、すべてが職場研修となる。この職場研修を支援するため、「職場研修マニュアル」を活用するなどし、職場研修の活性化に努めている。

### 2) 一般研修(研修所派遣)等

職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能その他基礎的教養を一般的に習得させることあるいは専門的分野の技能を高めることを目的として、階層別に職場外の研修所等に職員を派遣している。

区分	一般研修	専門研修	町村会研修	道外派遣研修	合計
件数	13件	2件	4件	1件	20件
人数	13名	2名	15名	1名	31名

### 3) 特別研修(自己啓発)

職員研修は、職員各自が個人の自覚と意欲に基づいて行う自己啓発が基本であることから特別研修として位置づけ、必要な支援を進めている。

### 4) 勤務成績の評定の状況

本町では、勤務成績の評定制度を導入していない。ただし、全職員について、その昇給時期と勤労手当支給時において、所定の勤務日数を勤務していない職員に対して昇給号棒数を減らすなどの措置を行っている。これにより、平成30年度中に昇給号棒数を減じられた職員は5人、勤労手当を減額された職員は1人となっている。

## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 1) 福利厚生状況

労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断及びその他の健康診断を実施している。

内容	定期健康診断	人間ドック	がん検診
受診者数	11名	56名	0名

### 2) 公務災害の状況

公務中・通勤途上に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の補償を行っている。平成30年度に公務災害及び通勤災害の補償を受けた職員は0名である。

### 3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して任命権者による適当な措置が執られるよう要求することができる。平成29年度については、措置要求はなかった。

### 4) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立をすることができる。平成30年度においては、不服申立はなかった。

# ちびっこギャラリー

## 古丹別保育所園児の作品

### 『さくらんぼ』

**赤組** わか  
宇佐美 和花 さん  
かみをまるめるのがたのしかったです。



### 『りす』

**赤組** けいと  
助石 慶人 くん  
はっぱをならべてはることができました。



### 『お月見』

**黄組** ららな  
能登 羅々那 さん  
どうぶつの絵をじょうずにかけました。



### 『すずめ』

**黄組** はるや  
渡邊 温哉 くん  
すずめの目や口をじょうずにかけました。



### 『おゆうぎ会の絵』

**青組** ゆうた  
鍛冶澤 雄太 くん  
いしょうもおもだちもじょうずにかけました。



### 『さかな』

**青組** あおい  
斉藤 葵 さん  
おさかなのいろがきれいになりました。



### 『さかな』

**青組** はるき  
森 晴紀 くん  
にじみえでもようがじょうずにできました。



### 『おゆうぎ会の絵』

**青組** こうせい  
金澤 昊生 くん  
よこめきのえがむずかしかったけどがんばってかきました。



### 『おゆうぎ会の絵』

**青組** はやと  
伊藤 隼 くん  
シルクハットをじょうずにかくことができました。



## 新規銃猟免許取得費・新規銃猟免許取得者銃器等購入費補助のお知らせ

農林有害鳥獣被害を防止するため、農林有害鳥獣駆除に必要な銃猟免許の新規取得者の取得に係る経費と、新規銃猟免許取得者が農林有害鳥獣駆除に必要な銃器及び保管庫等の購入費の一部を補助する制度を設けています。

### ■助成対象（以下の要件をすべて満たすこと）

- ・銃砲所持許可を取得し、狩猟免許における第1種銃猟免許及びわな猟免許を新規に取得した者
- ・北海道猟友会羽幌支部苦前部会員で構成する苦前町猟友会に所属した者で、苦前町が実施する農林有害鳥獣等駆除業務に協力できる者
- ・苦前町町税の滞納者に対する特別措置に関する条例第2条第1項第1号に規定する町税滞納者でない者

※新規銃猟免許取得費補助及び銃器等購入費補助の金額や申請の際に必要な書類については下記へ問い合わせ願います。

農林水産課農政係（☎64-2314）